

16 街なみ環境整備事業の推進

—身近なまちなみ生活環境の整備—

1 住環境整備のあゆみ

終戦後の不良住宅等を全面的に建て替える「住宅地区改良法」により、本県では昭和46年度までに226戸の改良住宅が供給されたが「スラムクリアランス」を目指すものであったため、その後本県で実施は無かった。

その後、一部修復型の「住環境整備モデル事業」が創設されたが、依然として防災や衛生面の改善が主眼であり、本県のような地方県を想定したものでなかった。

2 街なみ環境整備事業について

本県で本格的に事業が行われるのは「街なみ環境整備事業」が創設されてからである。本制度は、1ha以上で次のいずれかに該当する区域で実施可能である。

- ①景観形成を図るべき区域
- ②接道不良が多く、住宅が密集している区域
- ③道路、公園等が不足している区域

この制度を活用し、市町村がそれぞれの地域の課題や特性を踏まえた良好な住環境の形成及び特色あるまちづくりを推進し、現在までに18地区で整備が行われている。

3 制度の活用事例

・地区のコミュニティーを維持し、まちづくりの活動拠点とするために集会所を整備したい!!



古民家を改修し集会所として活用した事例



鳳至上町地区 生活環境施設

・老朽住宅が密集し、道路が狭く、公園の無い地区を安全で潤いのあるまちにしたい!!



宮竹地区 生活道路の拡幅

緊急時に大型車両が通行可能な道路幅員を確保するために、土地所有者からの土地の提供や下排水路を開渠から閉渠にする事で道路幅を確保し、それに伴う門扉の移設等によりまちの景観を整備した事例。



中島地区 公園整備

地区内に高齢者から子供たちまで集える公園が無かったため、地区住民が公園づくりワークショップを開き、自分達の思いを形にした事例。

・地域固有の街なみが残る地区だが、統一感の無い建替えなどにより歴史的街なみが失われつつある!!



鳳至・上町地区 修景整備



鳳至・上町地区 通路整備

輪島市では、メイン通りの道路の美装化を行い、沿道に建つ建物について景観条例により定められた景観形成基準に基づき整備を行っている。

4 住民参加によるまちづくり

近年、まちづくりを行う際に、住民と協力して整備を進める事の重要性や利点が取り上げられ、県内でもいくつかの地区でいわゆる「住民参加型」の手法により整備された地区が出現している。

現在では、既成市街地の整備を行う手法として「まちづくり交付金」や「住宅市街地整備事業」があり、地域住民の生活の質の向上に加えて地域経済・社会の活性化を図ることも可能である。

地区名	事業主体	地区面積	事業名	事業内容	事業年度
押野1丁目	野々市町	8	街なみ環境整備事業	3	H1~13
西荒屋南	内灘町	4.66		3	H2~8
上吉野	吉野谷村	11		3	H3~13
庄	津幡町	7.6		3	H3~8
下吉野	吉野谷村	6.8		3	H4~14
新町通り西	松任市	4.7		3	H4~8
木津西部	七塚町	7.05		3	H5~11
下林4丁目	野々市町	3.9		3	H5~14
日詰	鶴来町	4.4		3	H5~8
下木滑	吉野谷村	2.03		3	H5~9
飯田	珠洲市	12.9		3	H7~16
桜木・育成町	小松市	8.2		3	H7~16
中島	中島町	14.8		3	H8~17
宮竹	辰口町	11.3		3	H9~16
大根布中央	内灘町	5.59		2	H9~18
宇出津西海岸	能都町	11.9		1	H12~21
鳳至上町	輪島市	7.3	1	H14~23	
總持寺周辺	門前町	30.2	1	H15~24	
金丸地区	鹿西町	100	まちづくり交付金	4	H16~20
園・小寺地区	小松市	37.3	住宅市街地総合整備事業	5	H9~18
武蔵地区	金沢市	6.3		6	H16~20

(H17.3現在)

- ※1 修景整備、小公園整備、生活環境施設、道路の美装化等
- 2 道路の拡幅、小公園整備、地区防災施設、生活環境施設等
- 3 道路・通路整備、小公園整備、下排水整備等
- 4 公営住宅の整備、駅の改修、道路整備等
- 5 道路の整備、緑道の整備等
- 6 老朽住宅の除却、道路整備

住環境整備地区一覧 (H17.3現在)